最終保障供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）の承認について

２０２６年１１月２６日
関西電力送配電株式会社

当社は、２０２６年１０月２９日の内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置※の実施に関して、対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたことを踏まえ、以下の**電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置の実施**にあたり、最終保障供給約款以外の供給条件について、１１月１１日に経済産業大臣へ承認申請しました。
（２０２６年１１月１１日お知らせ済み）

本日、最終保障供給約款以外の供給条件について、承認を受けましたので、お知らせいたします。

〇主な特別措置内容

１．適用対象
最終保障供給約款に基づき、高圧で電気の供給を受けるお客さま

２．適用期間
２０２６年１２月使用分から２０２７年２月使用分まで
ただし、契約電力５００キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまは、２０２７年１月使用分から２０２７年３月使用分まで

３．国が定める値引き単価
（１）２０２６年１２月使用分
０．５０円／ｋＷｈ（消費税等相当額を含む）
（２）２０２７年１月使用分および２０２７年２月使用分
２．３０円／ｋＷｈ（消費税等相当額を含む）

ただし、契約電力５００キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまにおける（１）については、２０２７年１月使用分、（２）については、２０２７年２月使用分および２０２７年３月使用分。

４．値引き方法

適用期間における１月ごとの燃料費調整単価について、国が定める値引き単価を差し引いた上で、電力量料金を算定します。

なお、お客さまによる手続きは不要です。

５．お客さまへのお知らせ方法

２０２７年１月分料金以降の毎月の請求書および当社ホームページ(https://www.kansai-td.co.jp/application/last-resort/index.html#section3)において値引き単価を掲載します。

別紙：最終保障供給料金の請求書イメージ

※毎月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行い、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援する対策です。詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp)をご覧ください。

以　上

別　紙

銀行振込でのお支払

ご請求金額	
お支払期限日	

請求明細　　1／1　ページ

料金内訳名	金額	内容
---ご請求金額内訳---		
電力料（最終保障電力（高圧））	1,000,000	
消費税等相当額（10%対象計）	10,000	
---ご契約情報---		
整理番号		01-10-1234567-000-01
ご契約名義		送配電 太郎
ご使用場所		大阪市北区中之島 3丁目6番16号
---お問い合わせ先---		
担当事業所		大阪本店
電話番号		06-XXXX-XXXX

〇〇〇〇年〇〇月分（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）の電気料金をご請求いたします。（使用量〇〇〇〇ｋＷｈ、最大需要電力〇〇ｋＷ、力率〇〇％）ご請求金額には、法律で定められた賠償負担金相当額（１３銭／ｋＷｈ）及び廃炉円滑化負担金相当額（１１銭／ｋＷｈ）を含んでおります。燃料費調整単価には国による電気料金支援措置（▲５０銭/ｋＷｈ）を含んでおります。